

補助金調書

補助金名	公益財団法人福岡市スポーツ協会補助金			担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ事業課 (TEL 711-4657)
交付先	団体	公益財団法人 福岡市スポーツ協会		区分	外郭団体等への補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件	/				
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る団体が限定されているため。				
補助開始年度	昭和37	年度	経過年数	57	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>福岡市における生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図り、スポーツ文化の普及・発展と活力ある社会づくりに寄与することを目的として活動を行っている福岡市スポーツ協会を補助することにより、市のスポーツ振興を図るもの。</p> <p>当該協会が行う下記の事業に対して補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民スポーツの普及振興・競技スポーツの振興・スポーツ人材の確保、育成、利用 ・スポーツに関する情報の収集、提供・スポーツの振興に関する調査研究 など 				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	当該協会は官民共同組織としての特性、スポーツ指導員等が有する専門的な知識及び経験、加盟競技団体とのネットワーク等を活用した各種事業を行っており、競技団体とのネットワークを活用できる団体は、当該協会以外にはなく、今後とも、市のスポーツ施策の推進にあたって必要な団体であるため。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補助対象経費」は、補助事業の実施に要する経費。ただし、交際費、食料費（事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で可）、福岡市からの派遣職員に係る人件費を除く。 ・「補助金額」は、補助対象経費のうち、予算の範囲内で市長が決定する。 			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	<p>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】</p> <p>福岡市における生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図ることを目的として、当該協会が加盟団体の実施する各種スポーツ事業等に対し補助金を再交付するものであるが、当該協会内に設置する専門委員会にて審議を行うことで、効果的・効率的な補助金の配分が期待できるため。事業を実施する団体により提出される補助金交付調書、事業計画書、事業実施要綱、事業収支予算書、その他会長が必要と認める書類に基づき、審査を行う。</p>				
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	1 件
	94,931 千円	95,490 千円	97,601 千円	100,234 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加盟団体等スポーツ普及事業、加盟団体強化事業 ○ 表彰事業 ○ スポーツ普及啓発事業 など 				
補助金交付 による効果	当該協会が持つ官民共同組織としての特性、専門的な知識や経験、ネットワークなどを活用し、より多くの市民にスポーツに参加する機会を提供するとともに、子どもから高齢者まで、初心者からトップアスリートまで、多様な市民ニーズに対応した効果的・効率的なスポーツ事業を実施することで、市のスポーツ振興施策に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。